

健康福祉委員会 令和4年3月7日
福祉部 資料108番
所管 福祉管理課

成年後見制度利用促進中核機関の取組みについて

大田区社会福祉協議会と連携して設置した、成年後見制度利用促進中核機関の取組みについて、以下の通り報告する。

1 成年後見人等報酬助成制度の充実（予定）

経済的な理由等により成年後見制度の利用をためらうことがないよう、令和4年度から成年後見人等報酬助成の限度額及び対象を拡大する。

- (1) 1か月あたりの限度額を20,000円から28,000円に増額する。
- (2) 後見等監督人を助成の対象とする。

助成限度額	～令和3年度	令和4年度～
成年後見人等	20,000円	28,000円
後見等監督人	対象外	14,000円

2 成年後見制度等利用促進協議会の報告

地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援につなげる「地域連携ネットワーク」の構築を目指して、成年後見制度利用促進中核機関として、成年後見制度等利用促進協議会を開催した。

(1) 第1回（令和3年8月30日開催）

地域において成年後見制度の利用促進を図る上で、各団体が課題として感じていることを共有し、それらの課題を集約した。

(2) 第2回（令和4年1月19日開催）

第1回協議会で集約した課題を確認し、今後協議会を通して目指すべき地域の姿や方向性について共有した。

《集約された課題》

- ア 成年後見制度の正しい理解と普及
- イ 権利擁護支援のための取組み
- ウ 意思決定支援を重視した支援体制の構築
- エ 継続的な支援（サポート）

《目指すべき地域の姿・方向性》

「支援が必要な人を発見し、適切に支援につなげられるような地域の社会資源をネットワーク化し、誰もが支え合い豊かに暮らせる地域」

3 福祉・医療関係支援者向けの啓発

「支援者のための権利擁護・成年後見制度活用の手引き」について、介護事業者などの支援者への対外的な配布を行う。

成年後見制度に関する支援者の理解を深めて、適切な支援につなぐことができるようにする。